

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について

1 構造基準等

- 1) 法第 12 条の 4 の環境省令で定める基準 (有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 (以下、「有害物質使用特定施設等」という。) に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準 (構造基準等)) については、以下の表 1 - 1 から表 6 - 1 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。
- 2) 法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設等 (設置の工事がなされているものを含む。) の構造基準等については、以下の表 1 - 2 から表 6 - 2 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。

2 定期点検等

- 1) 法第 14 条第 5 項の規定による点検は、目視等 (目視等による方法が困難であって設備等を用いる場合を除く。以下、同じ。) により、以下の表 1 - 1 から表 6 - 1 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設等 (設置の工事がなされているものを含む。) の点検については、目視等により、以下の表 1 - 2 から表 6 - 2 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。

- 2) 1) の点検により、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透 (以下「漏えい等」という。) が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずるものとする。

- 3) 1) の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

点検を行った有害物質使用特定施設等

点検の方法及び結果

点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容

点検実施年月日

点検実施責任者及び点検を実施した者の氏名

- 4) 1) の点検によらず有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等 (以下「異常等」という。) が確認された場合には、3) に準ずる取扱いとすることとし、記録すべき事項は以下の通りとする。

異常等が確認された有害物質使用特定施設等

異常等の内容

補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容

異常等を確認した年月日

異常等を確認した者の氏名

(参考)

表1 - 1 床面及び周囲

表2 - 1 施設本体

表3 - 1 配管等(地上配管)

表4 - 1 配管等(地下配管)

表1 - 2 床面及び周囲(既設)

表2 - 2 施設本体(既設)

表3 - 2 配管等(地上配管)(既設)

表4 - 2 配管等(地下配管)(既設)

表5 - 1 排水溝等

表6 - 1 地下貯蔵施設

表7 使用の方法

表5 - 2 排水溝等(既設)

表6 - 2 地下貯蔵施設(既設)

表 1 - 1 床面及び周囲

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法								
<p>新設 基準 A基準</p>	<p>1 床面及び周囲の構造</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の本体が設置される床面及び周囲は、次の から のいずれにも適合すること、又は に適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料による構造とすること。</p> <p>床面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>周囲は、有害物質を含む水の流出を防止することのできる防液堤、側溝（流出防止溝）、ためます（受槽）若しくはステンレス鋼の受け皿（以下、「防液堤等」という。）、又はこれらと同等以上の機能を有するものを設置すること</p> <p>の防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること。</p> <p>～ と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>ただし、</p> <p>有害物質使用特定施設等の設置場所の床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視で容易に確認できるものである場合には上記 から は適用しない。</p> <p>有害物質使用特定施設等に付帯する配管等（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等を含む。以下「配管等」という。）であって、床面から離して設置されている場合、その設置場所の床面及び周囲（有害物質使用特定施設等の設置場所の周囲を除く。）には上記 から は適用しない。</p>	<p>1 床面及び周囲の構造に係る点検</p> <p>1) 「1 床面及び周囲の構造」の1)の ~ に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 406 2150 534"> <tr> <td data-bbox="1220 406 1825 486">床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 406 2150 486">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 486 1825 534">防液堤等のひび割れ等の異常の有無</td> <td data-bbox="1825 486 2150 534">1年に1回以上</td> </tr> </table> <p>2) 「1 床面及び周囲の構造」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 869 2150 917"> <tr> <td data-bbox="1220 869 1825 917">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1825 869 2150 917">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>3) 「1 床面及び周囲の構造」の1)のただし書きの の場合は次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1045 2150 1093"> <tr> <td data-bbox="1220 1045 1825 1093">床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1825 1045 2150 1093">1月に1回以上</td> </tr> </table>	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	防液堤等のひび割れ等の異常の有無	1年に1回以上	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上									
防液堤等のひび割れ等の異常の有無	1年に1回以上									
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度									
床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上									

表 1 - 2 床面及び周囲（既設）

既設 基準	<p>1 既設 床面及び周囲の構造</p> <p>1) 既設の有害物質使用特定施設等の本体が設置される床面及び周囲は、次の各号のいずれかによること。</p> <p>「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。</p>	<p>1 既設 床面及び周囲の構造に係る点検</p> <p>1) 「1 既設 床面及び周囲の構造」の 1) の に係る点検は、「1 床面及び周囲の構造に係る点検」による。</p>								
A 基準		<p>2) 「1 既設 床面及び周囲の構造」の 1) の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p>								
B 基準	<p>次の表のイに掲げる要件のいずれかに該当する場合には、ロに掲げる基準の(1)及び(2)又は(1)及び(3)のいずれかの要件に適合すること。</p> <table border="1" data-bbox="183 531 1191 1117"> <tr> <td data-bbox="183 531 241 906">イ</td> <td data-bbox="241 531 1191 906"> <p>(1) 有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</p> <p>(2) 施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</p> <p>(3) 施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 906 241 1117">ロ</td> <td data-bbox="241 906 1191 1117"> <p>(1) 施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準</p> <p>(2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる構造とすること。</p> <p>(3) (2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> </td> </tr> </table>	イ	<p>(1) 有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</p> <p>(2) 施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</p> <p>(3) 施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</p>	ロ	<p>(1) 施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準</p> <p>(2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる構造とすること。</p> <p>(3) (2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<table border="1" data-bbox="1220 531 2145 699"> <tr> <td data-bbox="1220 531 1825 614">床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 531 2145 614">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 614 1825 699">施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1825 614 2145 699">1月に1回以上</td> </tr> </table> <p>ただし、上記 2) の と同等以上の点検項目及び頻度と認められる点検を行う場合には、この限りではない。</p>	床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上
イ	<p>(1) 有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</p> <p>(2) 施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</p> <p>(3) 施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</p>									
ロ	<p>(1) 施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準</p> <p>(2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる構造とすること。</p> <p>(3) (2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>									
床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上									
施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上									
	<p>施設本体が、有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるよう床面から離して設置され、施設本体の下部の床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合には、施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。</p>	<p>3) 「1 既設 床面及び周囲の構造」の 1) の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1249 2145 1415"> <tr> <td data-bbox="1220 1249 1825 1332">床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 1249 2145 1332">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1332 1825 1415">施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1825 1332 2145 1415">1月に1回以上</td> </tr> </table>	床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上				
床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上									
施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上									

C基準	2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「1既設 床面及び周囲の構造に係る点検」の3)に定める点検を行わなければならない。	3) 「1既設 床面及び周囲の構造」の2)に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1220 236 2168 323"> <tr> <td data-bbox="1220 236 1825 323">床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1825 236 2168 323">1月に1回以上</td> </tr> </table>	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上
床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上			

地下貯蔵施設については、表1 - 1又は表1 - 2にはよらず、表6 - 1又は表6 - 2による。

表 2 - 1 施設本体

新設 基準 A 基準	2 施設本体	2 施設本体に係る点検	
	規定せず	1) 施設本体に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。	
		施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有 無	1年に1回以上
		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有 無	1年に1回以上

表 2 - 2 施設本体 (既設)

既設 基準 A 基準 B 基準 C 基準	2 既設 施設本体	2 既設 施設本体に係る点検	
	規定せず	「2 施設本体に係る点検」と同じ。	
	規定せず	「2 施設本体に係る点検」と同じ。	

地下貯蔵施設については、表 2 - 1 又は表 2 - 2 にはよらず、表 6 - 1 又は表 6 - 2 による。

表3 - 1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）

<p>新設 基準 A基準</p>	<p>3 配管等（地上配管）</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地上に設置する場合は、次の各号のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、又は漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とすること。</p> <p>次のいずれの要件にも適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 配管等の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。</p> <p>有害物質を含む水の漏えいが目視で容易に確認できるよう床面から離して設置すること。</p>	<p>3 配管等（地上配管）に係る点検</p> <p>1) 「3 配管等（地上配管）」の1)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 320 2154 408"> <tr> <td data-bbox="1220 320 1832 363">配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td data-bbox="1832 320 2154 363">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 363 1832 408">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1832 363 2154 408">1年に1回以上</td> </tr> </table>	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上					
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上					

表3 - 2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）

<p>既設 基準 A基準 B基準 C基準</p>	<p>3既設 配管等（地上配管）</p> <p>1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であって、地上に設置されている場合には、次の各号のいずれかによること。</p> <p>「3 配管等（地上配管）」の1)の に規定する基準に適合すること。</p> <p>原則として有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるように設置してあること。</p> <p>2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「3既設 配管等（地上配管）に係る点検」の3)に定める点検を行わなければならない。</p>	<p>3既設 配管等（地上配管）に係る点検</p> <p>1) 「3既設 配管等（地上配管）」の1)の に係る点検は、「3 配管等（地上配管）に係る点検」による。</p> <p>2) 「3既設 配管等（地上配管）」の1)の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1118 2154 1206"> <tr> <td data-bbox="1220 1118 1832 1161">配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td data-bbox="1832 1118 2154 1161">6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1161 1832 1206">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1832 1161 2154 1206">6月に1回以上</td> </tr> </table> <p>3) 「3既設 配管等（地上配管）」の2)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1302 2154 1390"> <tr> <td data-bbox="1220 1302 1832 1345">配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td data-bbox="1832 1302 2154 1345">6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1345 1832 1390">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1832 1345 2154 1390">6月に1回以上</td> </tr> </table>	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上									
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上									
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上									
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上									

表4 - 1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）

<p>新設 基準 A基準</p>	<p>4 配管等（地下配管）</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地下に設置する場合は、次の、及び、又はのいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。</p> <p>次の要件のうち、イからハのいずれにも適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。（トレンチ内に設置の場合）</p> <p>イ トレンチ（細長い溝）の中に設置し、配管等からの有害物質を含む水の漏えいを確認できる構造とすること。</p> <p>ロ トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料によること。</p> <p>ハ トレンチの底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>次の要件のいずれにも適合すること。（地下に埋設する場合）</p> <p>イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 配管等の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。</p> <p>配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。</p>	<p>4 配管等（地下配管）に係る点検</p> <p>1) 「4 配管等（地下配管）」の1)のイからハのいずれの要件にも適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 491 2145 660"> <tr> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table> <p>2) 「4 配管等（地下配管）」の1)のロに適合する場合（及びハに適合する場合を除く。）の点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 871 2145 1086"> <tr> <td>配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>その他 同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>3) 「4 配管等（地下配管）」の1)のイ及びロに適合する場合の点検は、次のイ、及びロに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1211 2145 1422"> <tr> <td>上記2)のロの検査</td> <td>3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>その他 同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> <tr> <td>地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定に)</td> </tr> </table>	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上	その他 同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	上記2)のロの検査	3年に1回以上	その他 同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定に)
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上																	
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上																	
トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上																	
配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上																	
その他 同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度																	
上記2)のロの検査	3年に1回以上																	
その他 同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度																	
地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定に)																	

	<p>その他の 、 、又は 及び のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 151 1832 279"></td> <td data-bbox="1832 151 2184 279"> <p>よって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1205 279 2184 359"> <p>4) 「4 配管等(地下配管)」の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 359 1832 406"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 359 1832 406">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1832 359 2184 406">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1832 359 2184 406"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1205 406 2184 534"> <p>ただし、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない地下埋設配管に関する点検は、次の 又は に掲げる項目及び頻度で行うことができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 534 1832 582"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 534 1832 582">上記2)の の検査</td> <td data-bbox="1832 534 2184 582">3年に1回以上</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1832 534 2184 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 582 1832 662"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 582 1832 662">その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1832 582 2184 662">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1832 582 2184 662"></td> </tr> </table>		<p>よって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</p>	<p>4) 「4 配管等(地下配管)」の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 359 1832 406">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1832 359 2184 406">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度		<p>ただし、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない地下埋設配管に関する点検は、次の 又は に掲げる項目及び頻度で行うことができる。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 534 1832 582">上記2)の の検査</td> <td data-bbox="1832 534 2184 582">3年に1回以上</td> </tr> </table>	上記2)の の検査	3年に1回以上		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 582 1832 662">その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1832 582 2184 662">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	
	<p>よって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</p>																			
<p>4) 「4 配管等(地下配管)」の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 359 1832 406">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1832 359 2184 406">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度																		
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度																			
<p>ただし、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない地下埋設配管に関する点検は、次の 又は に掲げる項目及び頻度で行うことができる。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 534 1832 582">上記2)の の検査</td> <td data-bbox="1832 534 2184 582">3年に1回以上</td> </tr> </table>	上記2)の の検査	3年に1回以上																		
上記2)の の検査	3年に1回以上																			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 582 1832 662">その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1832 582 2184 662">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度																		
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度																			

表4 - 2 施設本体に付帯する配管等（既設地下配管）

<p>既設 基準 A基準</p>	<p>4既設 配管等（地下配管） 1）既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であって、地下に設置されている場合には、次の各号のいずれかに適合すること。 「4 配管等（地下配管）」の1）に規定する基準に適合すること。</p>	<p>4既設 配管等（地下配管）に係る点検 1）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の に係る点検は「4 配管等（地下配管）に係る点検」による。</p>										
<p>B基準</p>	<p>トレンチ中に設置し、漏えいを確認できる構造としてあること。</p> <p>「4 配管等（地下配管）」の1）の によること。 （再掲） 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。</p> <p>その他の 又は と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>2）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 531 2152 703"> <tr> <td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> </table> <p>3）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 831 2152 1042"> <tr> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1月に1回以上 （有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上）</td> </tr> </table> <p>4）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1169 2152 1214"> <tr> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無	6月に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 （有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上）	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上											
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上											
トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無	6月に1回以上											
配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 （有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上）											
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度											
<p>C基準</p>	<p>2）この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1）の基準に適合していない場合は、「4既設 配管等（地下配管）に係る点検」の5）に定める点検を行わなければならない。</p>	<p>5）「4既設 配管等（地下配管）」の2）に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1321 2152 1406"> <tr> <td>配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table>	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を	1年に1回以上								
配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を	1年に1回以上											

		含む水の配管等からの漏えいの点検	
		その他 同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度

表5 - 1 排水溝等

<p>新設 基準 A基準</p>	<p>5 排水溝等</p> <p>1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水系統の設備（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます及び排水ポンプ等を含む。以下、「排水溝等」という。）は、次の、及び、又はのいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透を防止することができる材質及び構造とすること。</p> <p>次の要件のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置など、地下への浸透を確認できる設備を設けること。</p> <p>その他の 又は 及び と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>5 排水溝等に係る点検</p> <p>1) 「5 排水溝等」の1)の の基準に適合する場合の点検（及び の基準に適合する場合を除く。）は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 531 2145 619"> <tr> <td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </table> <p>2) 「5 排水溝等」の1)の 及び の基準に適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 786 2145 1042"> <tr> <td>上記1)の点検</td> <td>3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table> <p>3) 「5 排水溝等」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1129 2145 1169"> <tr> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	上記1)の点検	3年に1回以上	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上									
上記1)の点検	3年に1回以上									
排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)									
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度									

表5 - 2 排水溝等（既設）

既設 基準	5既設 排水溝等 1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝等の構造は、次の 、 、 又は のいずれかに適合すること。	5既設 排水溝等に係る点検						
A基準	「5 排水溝等」に規定する基準に適合すること。	1) 「5既設 排水溝等」の1)の に係る点検は「5 排水溝等に係る点検」による。						
B基準	「5 排水溝等」の1)の に適合すること。 (再掲) 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の適切な配置など、地下への浸透を確認できる設備を設けること。 その他の と同等以上の効果を有する措置を講ずること。	2) 「5既設 排水溝等」の1)の に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 528 2152 826"> <tr> <td data-bbox="1218 528 1832 616">排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1832 528 2152 616">6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 616 1832 826">排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td data-bbox="1832 616 2152 826">1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table> 3) 「5既設 排水溝等」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 911 2152 954"> <tr> <td data-bbox="1218 911 1832 954">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1832 911 2152 954">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	6月に1回以上	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	6月に1回以上							
排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって地下への浸透の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)							
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度							
C基準	2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「5既設 排水溝等に係る点検」の4)に定める点検を行わなければならない。	4) 「5既設 排水溝等」の2)に係る点検は、次の 及び 、又は に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 1091 2152 1386"> <tr> <td data-bbox="1218 1091 1832 1179">排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td> <td data-bbox="1832 1091 2152 1179">1月に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 1179 1832 1302">排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検</td> <td data-bbox="1832 1179 2152 1302">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 1302 1832 1386">その他 及び と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1832 1302 2152 1386">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table>	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検	1年に1回以上	その他 及び と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度
排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上							
排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検	1年に1回以上							
その他 及び と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度							

表6 - 1 地下貯蔵施設

新設 基準 A基準	<p>6 地下貯蔵施設</p> <p>1) 地下貯蔵施設本体及び付帯する配管等のうち、地下貯蔵施設本体は、次の及び、から のいずれにも、又は のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>地下貯蔵施設本体は、次の各号に適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。</p> <p>イ 貯蔵施設本体は、タンク室内に設置する構造、二重殻構造又はその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質とすること。</p> <p>ロ 貯蔵施設本体の外表面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。</p> <p>地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。</p> <p>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。</p> <p>その他 及び、又は から のいずれにも同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>6 地下貯蔵施設に係る点検</p> <p>1) 「6 地下貯蔵施設」の1)の 及び の基準に適合する場合（ から のいずれにも適合する場合を除く。）には、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 486 2148 742"> <tr> <td>地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検</td> <td>1年1回以上</td> </tr> <tr> <td>その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>2) 「6 地下貯蔵施設」の1)の から のいずれの基準にも適合する場合には、次の 又は、及び に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 869 2148 1204"> <tr> <td>上記1)の の点検</td> <td>3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> <tr> <td>地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table> <p>3) 「6 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1220 1292 2148 1332"> <tr> <td>措置に応じた定期点検の項目</td> <td>点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>ただし、消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を超えない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに関する点検は、次の 又は に掲げる項目及</p>	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検	1年1回以上	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	上記1)の の点検	3年に1回以上	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検	1年1回以上												
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度													
上記1)の の点検	3年に1回以上													
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度													
地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)													
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度													

	<p>2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3 配管等(地上配管)」又は「4 配管等(地下配管)」によること。</p>	<p>び頻度で行うことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1220 199 2161 327"> <tr> <td data-bbox="1220 199 1276 239"></td> <td data-bbox="1276 199 1825 239">上記1)の検査</td> <td data-bbox="1825 199 2161 239">3年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 239 1276 327"></td> <td data-bbox="1276 239 1825 327">その他と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1825 239 2161 327">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>4) 「6 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3 配管等(地上配管)」に係る点検」又は「4 配管等(地下配管)」に係る点検」によること。</p>		上記1)の検査	3年に1回以上		その他と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度
	上記1)の検査	3年に1回以上						
	その他と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度						

表6 - 2 地下貯蔵施設（既設）

既設 基準	<p>6 既設 地下貯蔵施設</p> <p>1) 既設の地下貯蔵施設のうち、地下貯蔵施設本体は、次の から のいずれかに適合すること。</p> <p>「6 地下貯蔵施設」に規定する基準に適合すること。</p> <p>「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、及び の要件に適合すること。</p> <p>(再掲)</p> <p>地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。</p> <p>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の適切な配置その他の漏えい等を確認できる設備を設けること。</p> <p>次の要件に適合すること。</p> <p>イ 「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、 の要件に適合すること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止することを目的として、貯蔵施設の内部にコーティングを行うこと。</p> <p>その他の 又は と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3 既設 配管等（地上配管）」又は「4 既設 配管等（地下配管）」によること。</p>	<p>6 既設 地下貯蔵施設に係る点検</p> <p>1) 「6 既設 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、「6 地下貯蔵施設に係る点検」による。</p> <p>2) 「6 既設 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1227 531 2152 743"> <tr> <td data-bbox="1227 531 1832 743">地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1832 531 2152 743">1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)</td> </tr> </table> <p>3) 「6 既設 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1227 871 2152 1126"> <tr> <td data-bbox="1227 871 1832 1038">地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検</td> <td data-bbox="1832 871 2152 1038">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 1038 1832 1126">その他 と同等以上の効果を有する方法による点検</td> <td data-bbox="1832 1038 2152 1126">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>4) 「6 既設 地下貯蔵施設」の1)の に係る点検は、次に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1227 1254 2152 1294"> <tr> <td data-bbox="1227 1254 1832 1294">措置に応じた定期点検の項目</td> <td data-bbox="1832 1254 2152 1294">点検項目に応じた頻度</td> </tr> </table> <p>5) 「6 既設 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3 既設 配管等（地上配管）」に係る点検」又は「4 既設 配管等（地下配管）」に係る点検」によること。</p>	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検	1年に1回以上	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定によって漏えい等の有無の確認を行う場合には、3月に1回以上)									
地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検	1年に1回以上									
その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度									
措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度									

C 基準	3) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「6 既設 地下貯蔵施設に係る点検」の6)に定める点検を行わなければならない。	6) 「6 既設 地下貯蔵施設」の3)に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。
	4) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3 既設 配管等(地上配管)」又は「4 既設 配管等(地下配管)」によること。	7) 「6 既設 地下貯蔵施設」の4)に係る点検は、「3 既設 配管等(地上配管)」に係る点検又は「4 既設 配管等(地下配管)」に係る点検によること。

	上記3)の の点検	1年に1回以上
	その他 と同等以上の効果を有する方法による点検	点検項目に応じた頻度

表7 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法			
<p>新設 基準 A基準 及び 既設 基準 A基準 及び B基準</p>	<p>7 使用の方法 1) 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転は、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないよう、次の方法で行うこと。 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 2) 有害物質使用特定施設等の使用の方法(上記1)に係るものに限る。)に関する管理要領が明確に定められていること。</p>	<p>7 使用の方法に係る点検 1) 「7 使用の方法」に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1279 363 2152 491"> <tr> <td data-bbox="1279 363 1830 491">使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無</td> <td data-bbox="1830 363 2152 491">1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定</td> </tr> </table>		使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定
使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定				
<p>既設基準 (施行後3年まで) C基準</p>	<p>3) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)及び2)の基準に適合していない場合は、「6 使用の方法に係る点検」の2)に定める点検を行わなければならない。</p>	<p>2) 「7 使用の方法」の3)に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。</p> <table border="1" data-bbox="1279 842 2152 930"> <tr> <td data-bbox="1279 842 1830 930">有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無</td> <td data-bbox="1830 842 2152 930">1年に1回以上</td> </tr> </table>		有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上
有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上				